

(意見書案第17号)

ドクターへリ全国配備の新法制定を求める意見書

ドクターへリ全国配備は、一分一秒を争う緊急医療の「切り札」として強く望まれている。近年、医師の偏在や不足が深刻化しつつある中で、患者がどこにいても短時間内に治療や搬送を行えるドクターへリの必要性は高まっている。

ドクターへリが広く普及している欧米諸国に比べ、日本の現状は大きく遅れている。1970年に世界に先駆けてドクターへリを導入したドイツでは、その後20年間で交通事故死者数を約3分の1にまで減少させた。また、山岳地帯が多いスイスでは、国内どこへでもおおむね15分以内にドクターへリを急行させ、治療行為を開始できる体制が整っている。

しかしながら、日本では、2001年度からドクターへリ導入促進事業はスタートしたもの、現在、9道県10機の運航にとどまっている。導入が進まない要因の一つが、運営主体となる都道府県や病院の過重な財政負担にあることが指摘されている。

よって、国においては、緊急救命に大きな効果を上げるドクターへリの全国配備を推進するために、下記事項を踏まえた体制整備に必要な措置を講ずる新法を制定するよう強く要望する。

記

- 1 国と都道府県の責務を明記すること。
- 2 国は地域の実情を踏まえた整備に必要な経費を補助すること。
- 3 運行費を移送費として保険適用するなど財政安定化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月15日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

宛